

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・ 物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（26 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマッピー）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」… 物件の敷地内に引込管、電線、桟等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、桟等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていない場合があります。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

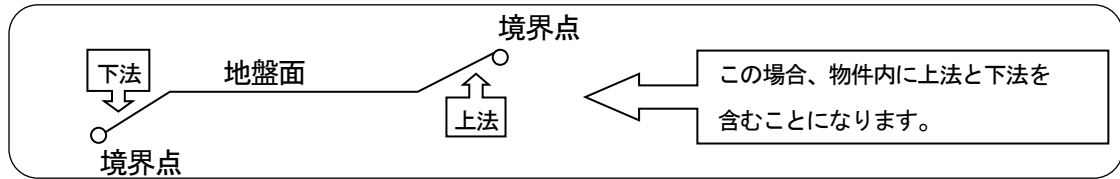
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

物 件 調 書

物件番号 2860				最低売却価格		6,201万円		
所 在 地		横浜市緑区北八朔町字石橋 1 1 4 番 4						
住 居 表 示		—						
内訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積		
		1 1 4 番 4		雑種地	4 6 8 ㎡	4 6 8 . 3 4 ㎡		
		合計（1筆）		※1	4 6 8 ㎡	4 6 8 . 3 4 ㎡		
道路と敷地の関係		北西側で幅員約11.5mの舗装市道に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建 ぺ い 率	4 0 %		容 積 率	8 0 %	高 度 地 区	第1種高度地区
		外壁後退距離	前面道路から1m		敷地面積最低限度	1 2 5 ㎡	防火・準防火地域等	建築基準法第22条による区域
		日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）						
	その他の制限	緑化地域（都市緑地法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）、景観計画（全市域） 山下地区安全・安心まちづくりプラン（地域まちづくり推進条例）※2						
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無		負担等の内容	—	
供給処理 施設の状況		施設の種類		状 況			事 業 所 等	
		電 気	無※3					東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001
		上水道	無※4					横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085
		下水道	無※5					横浜市緑区緑土木事務所 045-981-2100
		都市ガス	無※6					—
公 共 施 設 等		緑区役所			横浜市立山下小学校		横浜市立緑が丘中学校	
		物件の南西方 約1.9km			物件の西方 約1.1km		物件の北西方 約1.8km	
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(フェンス等)、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※2 本物件は山下地区安全・安心まちづくりプランの活動対象地域に存しています。地域まちづくりプランの詳細については、横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)のホームページでご確認ください。 ※3 前面道路に地上配線されていません。電柱新設等による電気供給の可否については、東京電力パワーグリッド(株)コンタクトセンター(0120-995-007)にお問い合わせいただくか、同社WEBの「供給事前協議申込WEB受付サービス」を利用してお問い合わせください。 ※4 前面道路には本管が埋設されていません。なお、本物件の南西側近隣に本管(50mm)が埋設されており、当該本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市水道局給水工事受付センター(045-489-3085)にお問い合わせください。 ※5 図面上は本物件の敷地内の西端に本管(200mm)が南北に縦断するように埋設されていますが、当該本管は過去に撤去されて現存しない可能性があり、現在利用実態はありません。仮に当該本管(全部または一部)が地下に埋設されていた場合、その撤去等の費用負担については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、本物件の南西側近隣に本管(250mm)が埋設されており、当該本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市緑区緑土木事務所下水道・公園係(045-981-2100)にお問い合わせください。さらに、図面上は宅内柵がありますが、現地調査においては確認できておりません。 ※6 本物件周辺(東急青砥団地)はトモプロ(株)が道路下に埋設された導管を経由してLPGガスを供給している地域です。なお、前面道路には埋設管がないため、南西側近隣のLPGガスの特定製造所から配管する必要があります。配管に関する諸条件等の詳細については、トモプロ(株)横浜営業所(045-532-6373)にお問い合わせください。 ・本物件の北西側隣接地(道路)に設置されている道路擁壁及びフェンスの一部が本物件の敷地内南西側及び北側に位置しています。この道路擁壁及びフェンスの設置については、道路管理者(道路局建設課)に対し、土地の使用承諾をしておりますので、この承諾内容を承継していただきます。 ・本物件の全体は洪水想定区域(0.5m≦浸水深<3.0m)、及び本物件の一部は内水想定区域(5.0m≦浸水深<10.0m)に含まれています。詳細については、横浜市民防災情報「わいわい防災マップ」でご確認ください。 ・本物件は北西側で幅員約11.5mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地です。 ・本物件の敷地内の北西側道路沿い付近は南東方に向けて傾斜地になっており、敷地中央部分は北西側道路面よりも約1～1.5m程度低くなっています。なお、敷地中央部分は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内の北側及び南西側のそれぞれにアスファルト舗装されたスロープがあります。 ・本物件の敷地内に傘、ベントボトル等があります。当該残置物の処理について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南側隣接地の樹木の枝葉の一部が本物件に越境しています。樹木の剪定にあたっては隣接地権者との協議が必要になります。 ・本物件の南西側近隣にLPGガスの特定製造所があります。 ・本物件は「鶴見川(谷本川)」に近接しているため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の東側に未利用地を介在して幅員約4m(有効幅員3.2m)の舗装道があります。当該道路は「河川管理用通路」で建築基準法の道路には該当しません。また、当該道路には車両の進入を防止するための車止めが設置されていますので、車両の通り抜けはできません。なお、この通路は、横浜市道路局建設課(045-671-3635)が管理しています。詳細については、同課へお問合せください。 ・本物件の敷地外東側に巡らせた鉄製フェンスは、横浜市道路局建設課(045-671-3635)、敷地外南側に巡らせた防護柵は、横浜市緑区緑土木事務所下水道・公園係(045-981-2100)が管理しています。 ・本物件の北西方約20m付近と東方約90m付近に横浜市営地下鉄グリーンラインの線路があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約70m付近に配送センター、南方約80m付近に建設重機等の車両置場や資材置場があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の南側隣接地は「青砥公園」であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 「売払物件について」も必ず御確認ください。						
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(交通局 資産活用課 045-671-3168)						

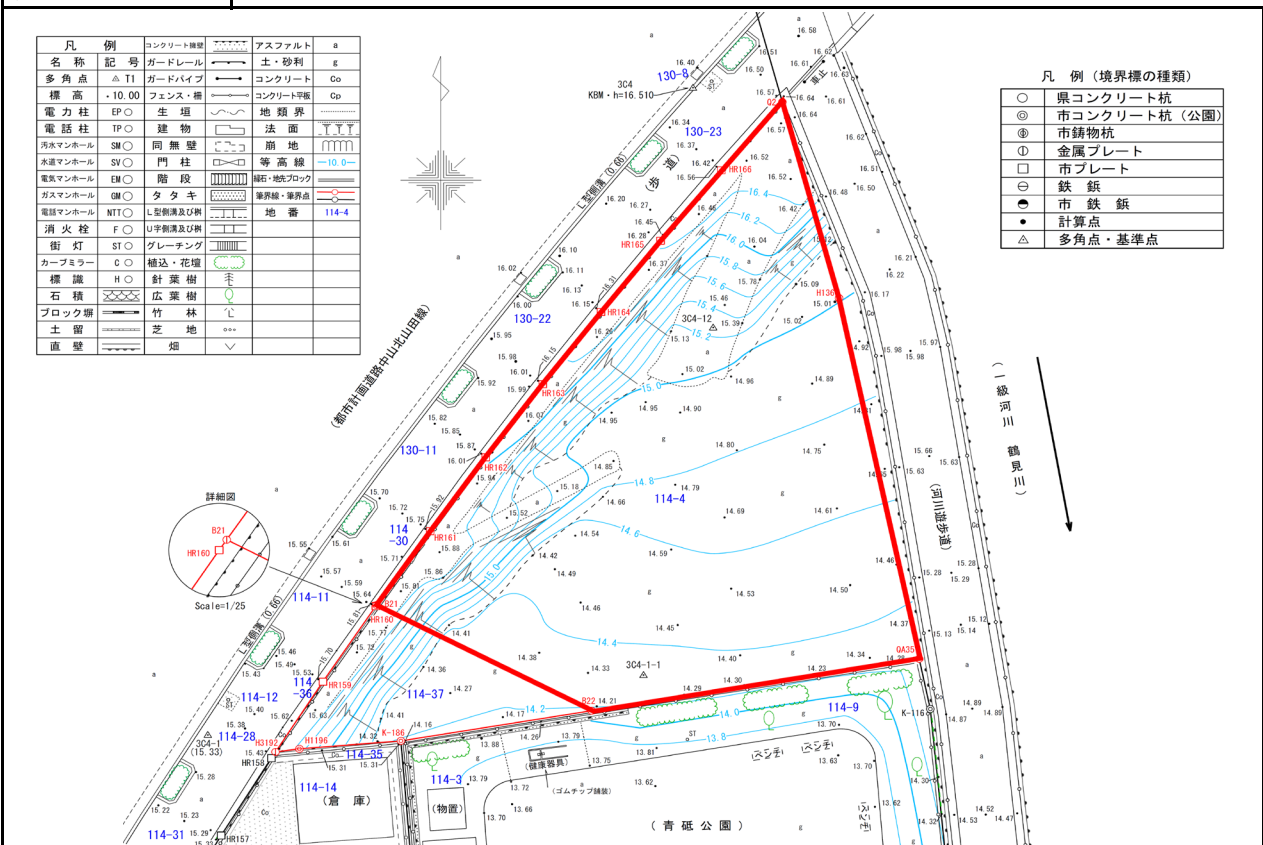
案内図



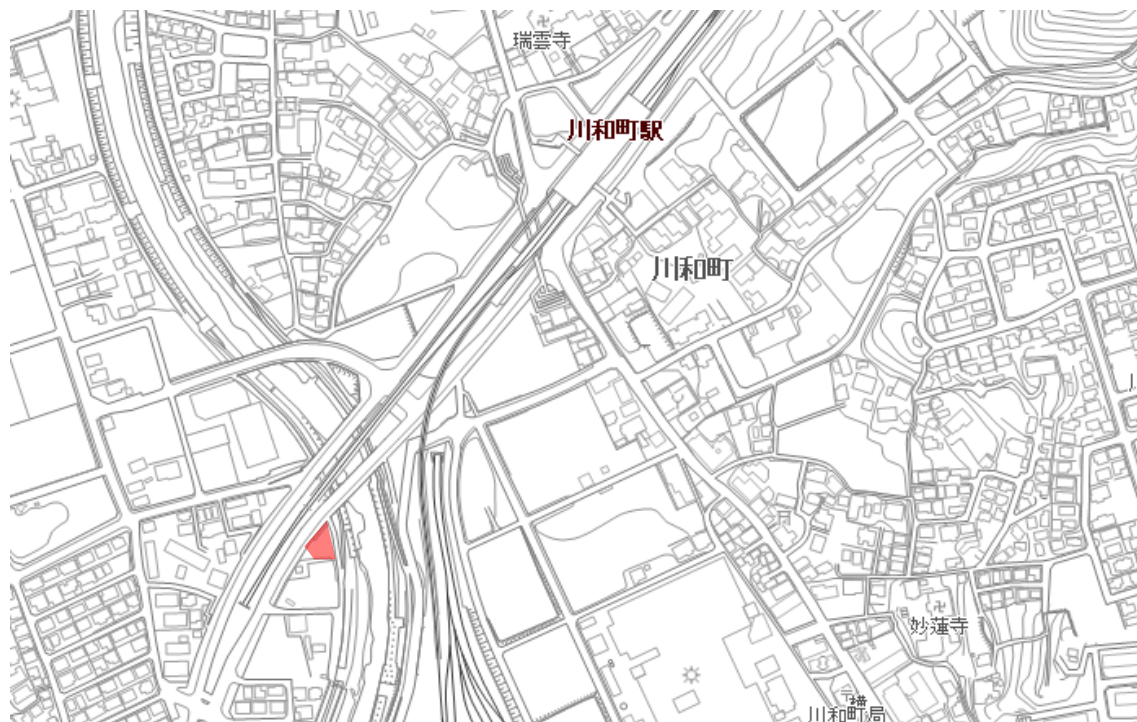
交通機関

横浜市営地下鉄グリーンライン「川和町」駅 徒歩5分

現況図



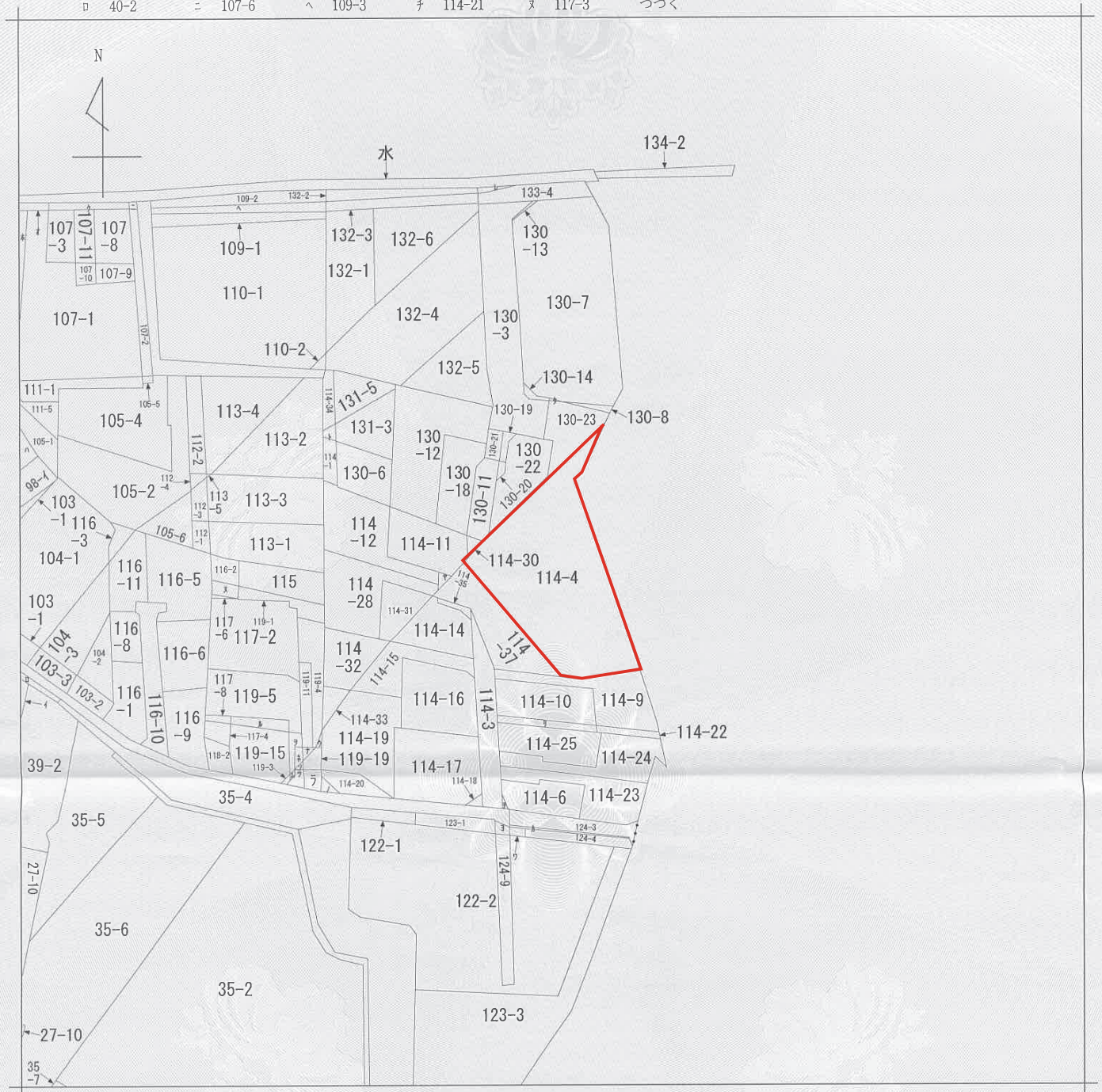
○位置図



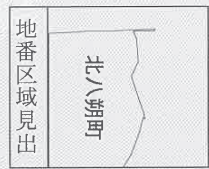
○案内図



イ 39-10 ハ 106-イ ホ 107-7 ト 114-2 リ 114-5 ル 119-13
ロ 40-2 ニ 107-6 ヘ 109-3 チ 114-21 ヌ 117-3 ッ づ く



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	横浜市緑区北八朔町字石橋				地番	114番4		
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				
						補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局青葉出張所管轄)

令和6年8月29日

横浜地方方法務局

登記官

請求番号：19-1

(1/2)

公用

ヲ 119-14
ワ 124-10
カ 124-5
ヨ 124-6
タ 130-15
レ 133-2
ソ 119-17
ッ 119-18
ネ 119-9
ナ 119-12
ラ 119-20
ム 119-10
ウ 119-16
ノ 114-26
オ 107-4
ク 107-5
ヤ 114-36

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年11月9日	不動産番号	0207000017219
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	横浜市緑区北八朔町字石橋				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
114番4	雑種地		87	114番3から分筆 〔昭和55年6月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日	
余白	余白		525	③114番8、114番13、114番27、 114番29、128番5、130番9、13 0番10、130番24を合筆 〔令和6年3月12日〕	
余白	余白		526	③錯誤 〔令和6年3月12日〕	
余白	余白		468	③114番4、114番37に分筆 〔令和6年8月26日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和55年8月11日 第29275号	原因 昭和55年8月11日売買 所有者 横浜市緑区北八朔町130番地7 株 式 会 社 蔦 正 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日
2	所有権移転	平成14年11月5日 第37988号	原因 平成14年10月8日売買 所有者 横 浜 市
3	合併による所有権登記	令和6年3月6日 第4571号	所有者 横 浜 市

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和56年6月12日 第22493号	原因 昭和56年6月1日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 横浜市緑区北八朔町130番地7 株 式 会 社 蔦 正 土 建 工 業 根抵当権者 横浜市中区尾上町二丁目16番地 1 横 浜 信 用 金 庫

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K36602 (1/2)

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			(取扱店 中山支店) 共同担保 目録(ニ)第5286号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成12年5月15日 第19651号	原因 平成1年4月14日商号変更 債務者 横浜市緑区北八朔町130番地7 株式会社 蔦正 順位1番付記1号の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和62年8月29日 第46384号	原因 昭和62年8月29日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 横浜市緑区北八朔町130番地7 株式会社 蔦正 根抵当権者 横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 株式会社 横浜銀行 (取扱店 市が尾支店) 共同担保 目録(ハ)第8104号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成1年8月22日 第29576号	原因 平成1年8月22日変更 極度額 金6,000万円 順位2番付記2号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年11月9日
3	1番根抵当権抹消	平成14年7月31日 第27716号	原因 平成14年6月28日解約
4	2番根抵当権抹消	平成14年10月9日 第35414号	原因 平成14年10月9日放棄



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(横浜地方法務局青葉出張所管轄)

令和6年8月29日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K36602 (1/2)

2/2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局青葉出張所管轄)
令和6年8月29日
横浜地方方法務局

登記官

座 標 求 積 表

地 番	(A)114-4		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
Q2	-52562.726	-25979.967	177365.234709
H136	-52573.200	-25977.154	772560.559960
QA35	-52592.466	-25973.175	572318.911125
B22	-52595.235	-25989.427	-74667.623771
B21	-52589.593	-26000.108	-249159.034964
HR161	-52585.652	-25997.450	-205171.875400
HR162	-52581.701	-25994.689	-204214.276784
HR163	-52577.796	-25991.862	-201748.832844
HR164	-52573.939	-25988.971	-199205.462715
HR165	-52570.131	-25986.016	-196610.197056
HR166	-52566.373	-25982.998	-192404.100190
		倍 面 積	-936.697930
		面 積	468.3489650
		地 積	468.34 m ²

地 番	(B)114-37		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
B22	-52595.235	-25989.427	188605.271739
K-186	-52596.850	-25998.901	52985.760238
H1196	-52597.273	-26003.943	15342.326370
H3192	-52597.440	-26005.125	-93202.368000
HR159	-52593.689	-26002.773	-202587.604443
HR160	-52589.649	-26000.145	-106496.593920
B21	-52589.593	-26000.108	145236.603288
		倍 面 積	-116.604728
		面 積	58.3023640
		地 積	58.30 m ²

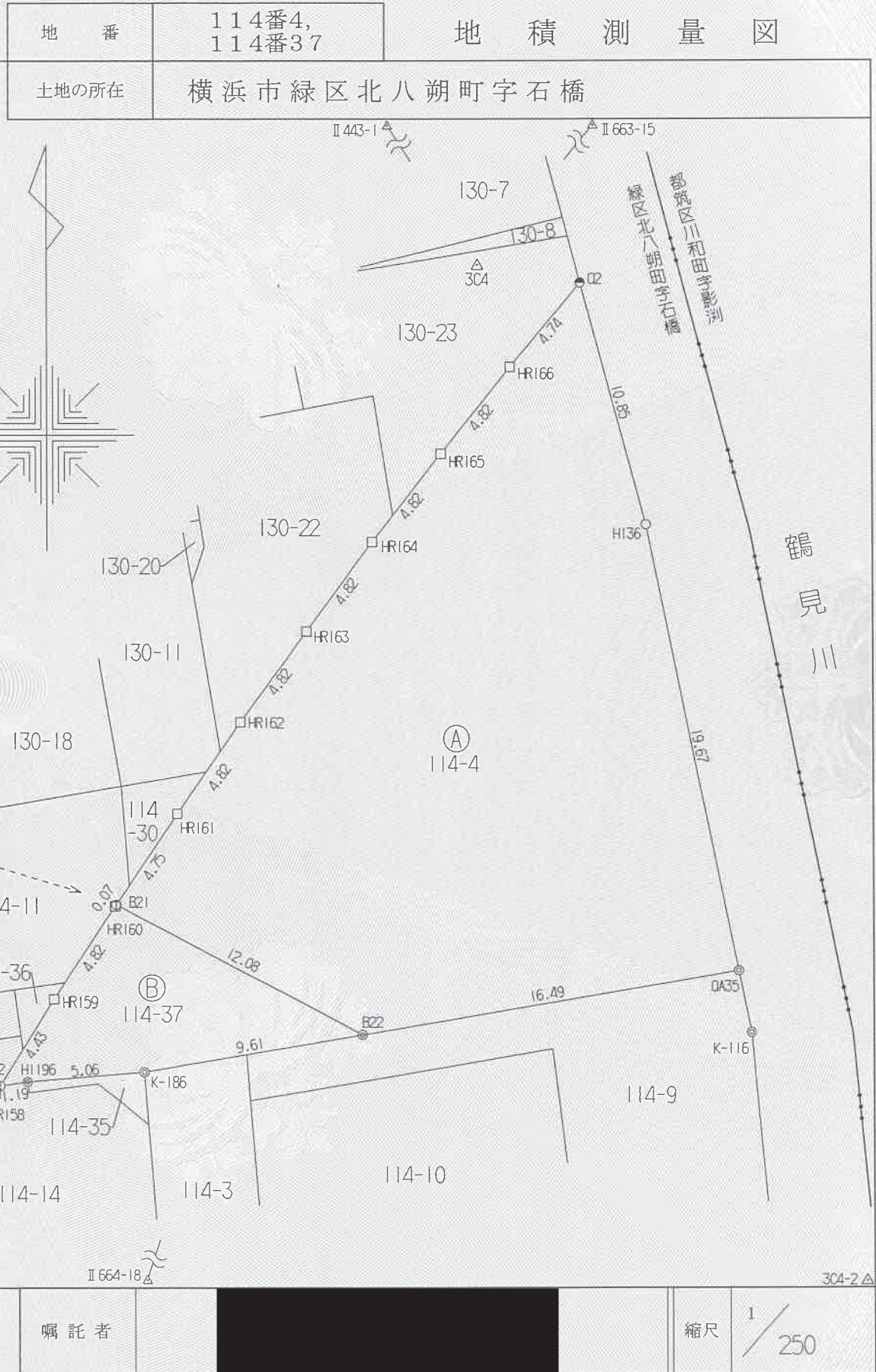
合 計 526.6513290

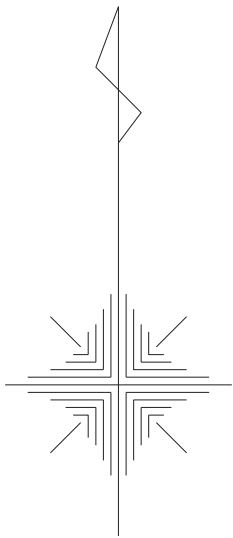
引照点、多角点及び使用した基準点の座標値

点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
K-116	-52595.145	-25972.622	横浜市公園境界標
HR158	-52597.774	-26005.334	横浜市道路境界標
3C4	-52561.961	-25984.403	多角点鉄鈚
3C4-1	-52596.532	-26008.488	多角点鉄鈚
3C4-2	-52605.878	-25967.634	多角点鉄鈚
II 443-1	-52094.440	-26288.255	横浜市都市基準点
II 663-15	-52126.807	-25623.327	横浜市都市基準点
II 664-18	-53632.775	-26334.895	横浜市都市基準点

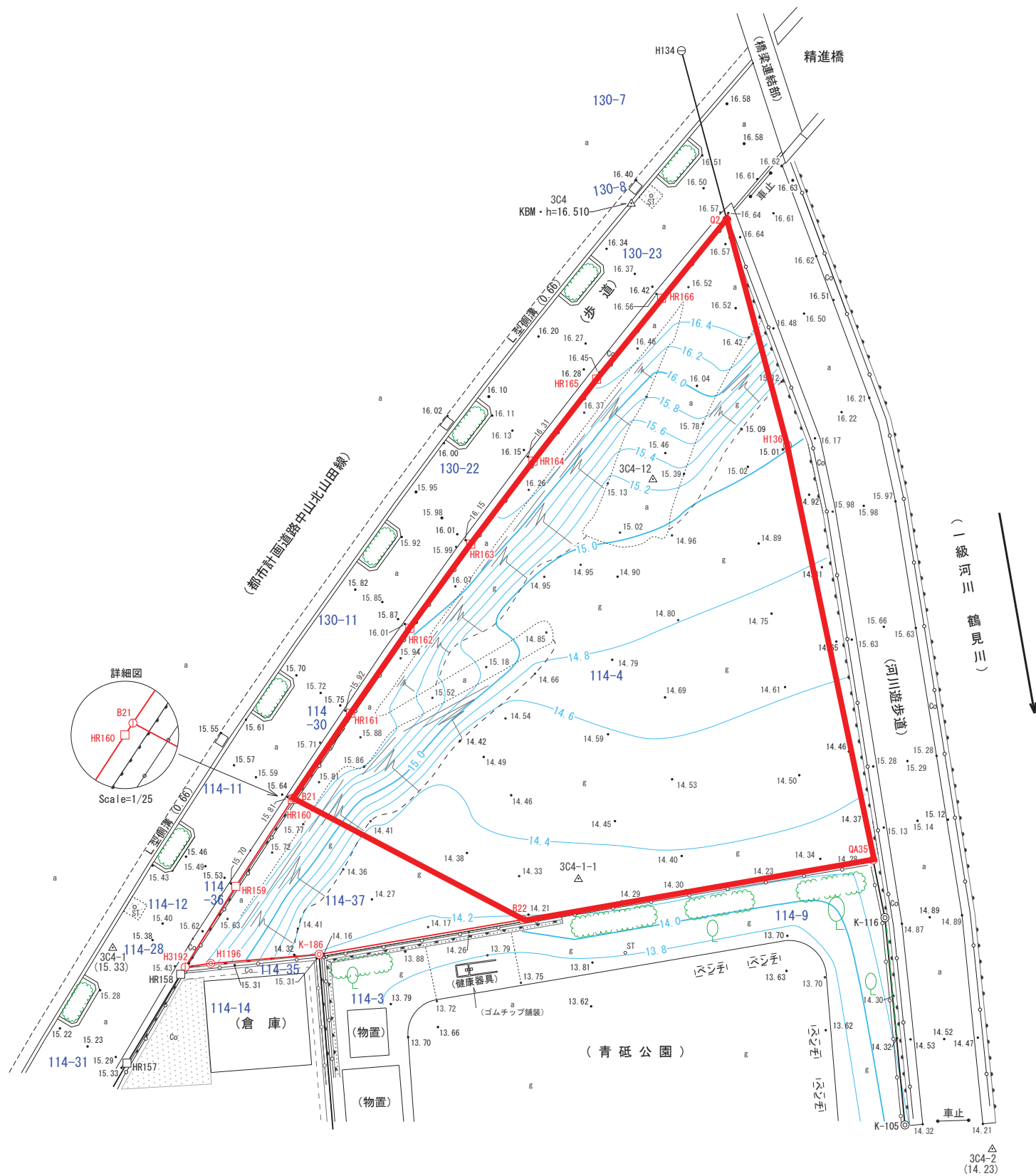
令和6年8月9日測量・世界測地系(測地成果2011)Ⅱ区系
横浜市道路局の公表成果を使用

◎	市コンクリート杭(公園)
⊙	コンクリート杭
○	県コンクリート杭
①	プレート
□	市プレート
⊖	鉄 鈚 (● 市鉄鈚)
◦	木杭・刻印・ペイント
・	計算点
△	多角点・基準点





凡 例		コンクリート擁壁		アスファルト	a
名 称	記 号	ガードレール	←→	土・砂利	g
多 角 点	△ T1	ガードパイプ	●—●	コンクリート	Co
標 高	・ 10.00	フェンス・柵	○—○	コンクリート平板	Cp
電 力 柱	EP○	生 垣	〰〰	地 類 界	-----
電 話 柱	TP○	建 物	□	法 面	—T—T—T—
汚水マンホール	SM○	同 無 壁	□	崩 地	〰〰〰〰
水道マンホール	SV○	門 柱	□	等 高 線	—10.0—
電気マンホール	EM○	階 段	〰〰〰〰	縁石・地洗ブロック	〰〰〰〰
ガスマンホール	GM○	タ タ キ	〰〰〰〰	筆界線・筆界点	—○—
電話マンホール	NTT○	L型側溝及び柵	〰〰〰〰	地 番	114-4
消 火 栓	F○	U字側溝及び柵	〰〰〰〰		
街 灯	ST○	グレーチング	〰〰〰〰		
カーブミラー	C○	植込・花壇	〰〰〰〰		
標 識	H○	針 葉 樹	〰〰〰〰		
石 積	〰〰〰〰	広 葉 樹	〰〰〰〰		
ブロック塀	〰〰〰〰	竹 林	〰〰〰〰		
土 留	〰〰〰〰	芝 地	〰〰〰〰		
直 壁	〰〰〰〰	畑	〰〰〰〰		

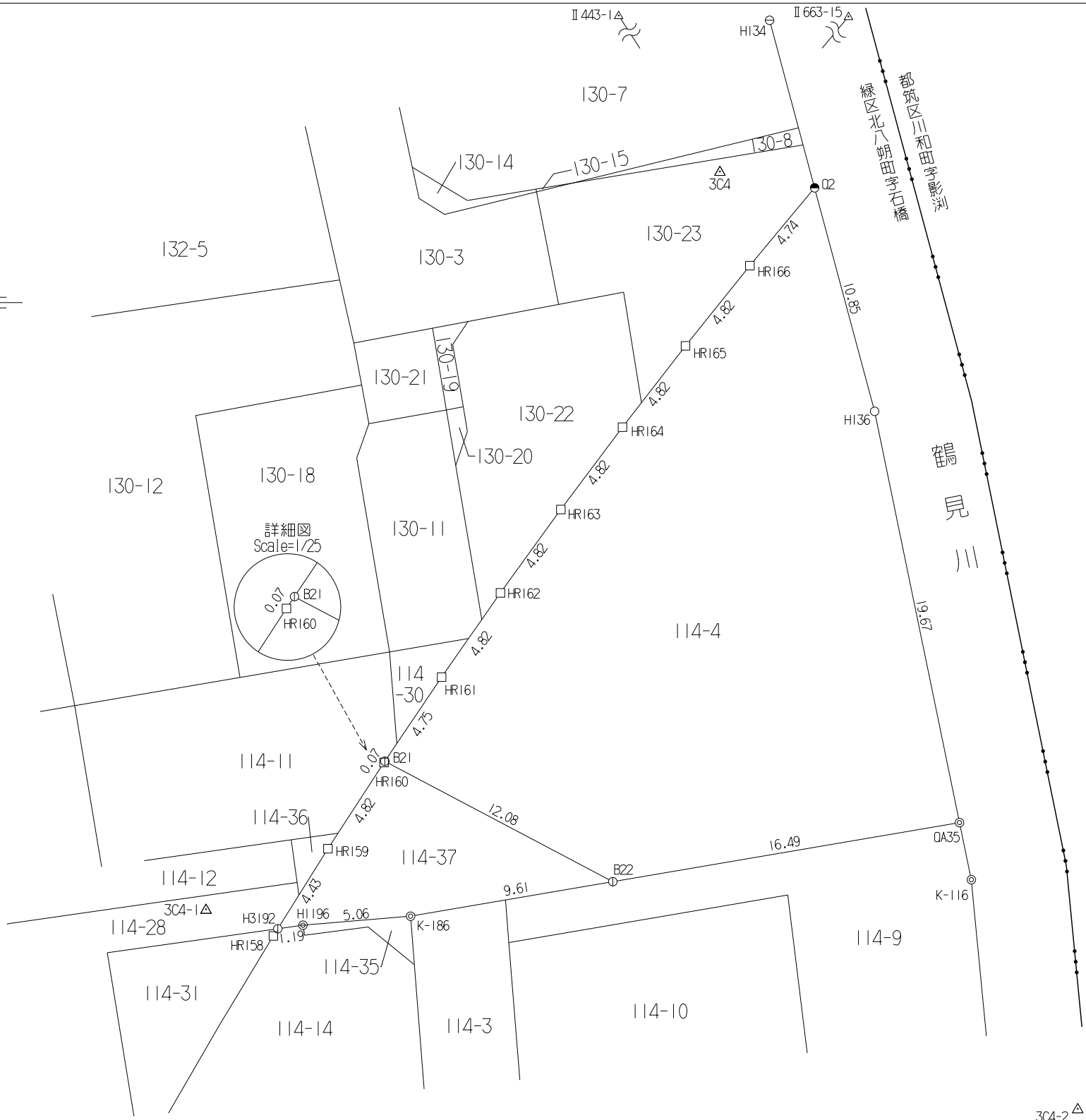
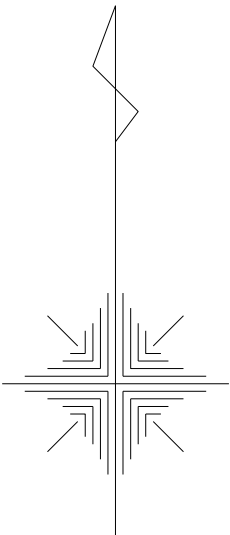


凡 例（境界標の種類）	
○	県コンクリート杭
◎	市コンクリート杭（公園）
⊙	市鑄物杭
①	金属プレート
□	市プレート
⊖	鉄 鋌
●	市 鉄 鋌
●	計算点
△	多角点・基準点

所 在 地 番	横浜市緑区北八朔町字石橋 1 1 4 - 4 ほか
図 名	現 況 平 面 図
縮 尺	1 : 2 5 0
作成年月日	令和 6 年 3 月 1 日、 令和 6 年 8 月 3 0 日 一 部 加 筆 修 正

座 標 求 積 表	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

地 番	114-4		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
Q2	-52562.726	-25979.967	177365.234709
H136	-52573.200	-25977.154	772560.559960
QA35	-52592.466	-25973.175	572318.911125
B22	-52595.235	-25989.427	-74667.623771
B21	-52589.593	-26000.108	-249159.034964
HR161	-52585.652	-25997.450	-205171.875400
HR162	-52581.701	-25994.689	-204214.276784
HR163	-52577.796	-25991.862	-201748.832844
HR164	-52573.939	-25988.971	-199205.462715
HR165	-52570.131	-25986.016	-196610.197056
HR166	-52566.373	-25982.998	-192404.100190
		倍 面 積	-936.697930
		面 積	468.3489650
		地 積	468.34 m ²



引照点、多角点及び使用した基準点の座標値

点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
K-116	-52595.145	-25972.622	横浜市公園境界標
H134	-52554.876	-25982.076	河 川 境 界 標
HR158	-52597.774	-26005.334	横浜市道路境界標
3C4	-52561.961	-25984.403	多角点鉄鉚
3C4-1	-52596.532	-26008.488	多角点鉄鉚
3C4-2	-52605.878	-25967.634	多角点鉄鉚
Ⅱ 443-1	-52094.440	-26288.255	横浜市都市基準点
Ⅱ 663-15	-52126.807	-25623.327	横浜市都市基準点
Ⅱ 664-18	-53632.775	-26334.895	横浜市都市基準点

令和6年8月14日測量・世界測地系（測地成果2011）Ⅸ系
横浜市道路局の公表成果を使用

◎	市コンクリート杭（公園）
⊕	コンクリート杭
○	県コンクリート杭
①	プレート
□	市プレート
⊖	鉄 鋏（● 市鉄鋏）
◉	木杭・刻印・ペイント
●	計算点
△	多角点・基準点

II 664-18

図 名	用 地 実 測 図		
履 行 場 所	横浜市緑区北八朔町 1 4-4 ほか		
計 画 機 関	横浜市交通局経営管理部資産活用課		
縮 尺	1 : 2 5 0	作成年月日	令和6年3月8日 令和6年8月14日一部修正

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2859 ～ 2860

物件番号2859 （戸塚区上柏尾町）	地域防災拠点：柏尾小学校 （近隣）秋葉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 昭和57年～令和元年 大雨による浸水被害 累計9回		

物件番号2860 （緑区北八朔町）	地域防災拠点：山下小学校 （近隣）山下みどり台小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・ 洪水 0.5≦浸水深（m）＜3.0m ・ 内水 5.0m≦浸水深＜10.0m ・ 昭和51年～令和3年 大雨による浸水被害 累計4回		

備考：

- ・ 水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。
- ・ 物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) <0.02m	0.02≤浸水深 (m) <0.2m	0.2≤浸水深 (m) <0.5m
0.5≤浸水深 (m) <1.0m	1.0≤浸水深 (m) <2.0m	2.0≤浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	20.0≤浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2025/3/28 9:55:12

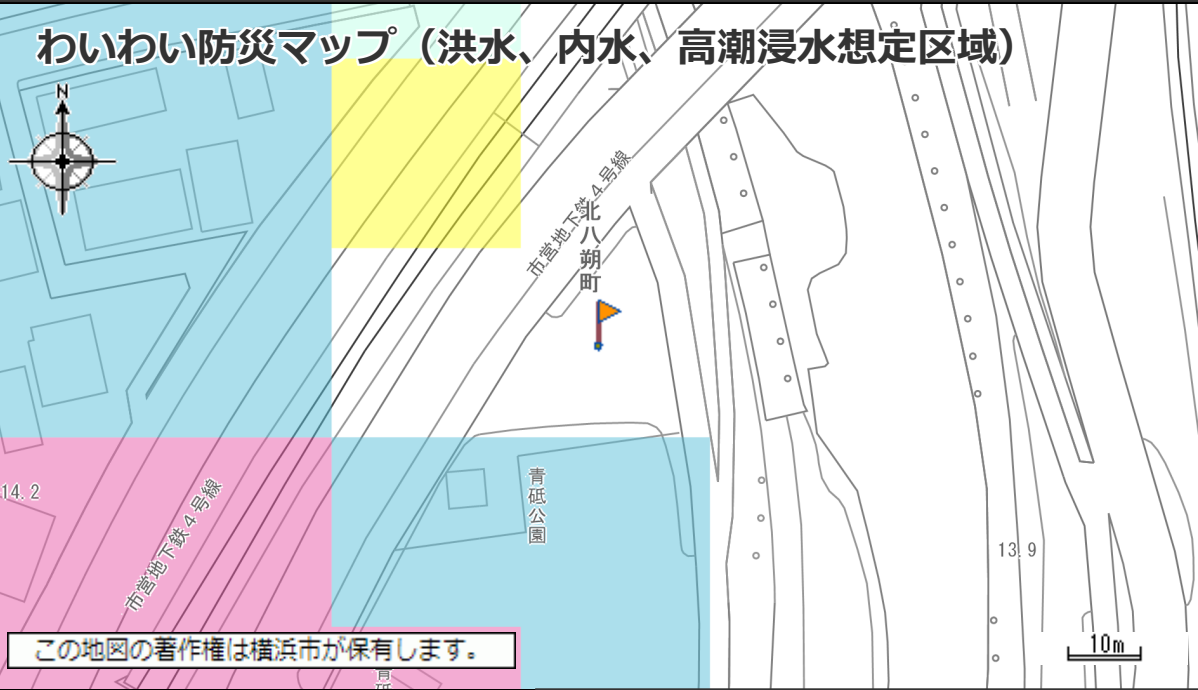
	地域防災拠点		地域防災拠点区 割		広域避難場 所
	公園		災害用井戸協力の 家		公衆トイレ
	災害用ハマツ コトイレ		緊急輸送路		消防団器具 置き場
	防火水槽		帰宅困難者一時 滞在施設		鉄道
	避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね 幅 1.2 m 以上）				
	避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4 m 程度）				

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2025/3/28 9:58:40



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) <0.02m	0.02≤浸水深 (m) <0.2m	0.2≤浸水深 (m) <0.5m
0.5≤浸水深 (m) <1.0m	1.0≤浸水深 (m) <2.0m	2.0≤浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	20.0≤浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局
2025/3/28 10:0:31



（凡例）

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模および計画規模）

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	

浸水想定区域が重複する地域（より深い浸水深を表示）

【内水】浸水想定区域（想定最大規模）

0≤浸水深 (m) <0.02m	0.02≤浸水深 (m) <0.2m	0.2≤浸水深 (m) <0.5m
0.5≤浸水深 (m) <1.0m	1.0≤浸水深 (m) <2.0m	2.0≤浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

0<浸水深 (m) <0.5m	0.5≤浸水深 (m) <3.0m	3.0≤浸水深 (m) <5.0m
5.0≤浸水深 (m) <10.0m	10.0≤浸水深 (m) <20.0m	20.0≤浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）

緊急時給水マップ

緊急給水栓	耐震給水栓
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

その他

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハマツコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路（概ね幅12m以上）		
避難に適さない道路 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路（4m程度）		

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

注意：

地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和6年7月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

横浜市総務局

2025/3/28 10:0:4

所在地 横浜市緑区北八朔町字石橋 1 1 4 番 4

物件番号2860

参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ずご確認ください。



参考写真

最新の状況ではありませんので、現地は必ずご確認ください。

